



トラック広報



トピックス

- ◎ 整備管理者定期研修
- ◎ 正しい運転・明るい輸送運動
- ◎ 第2回自動車運送事業者無事故表彰

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 整備管理者定期研修の実施について	2
2. 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	4
3. 自動車安全運転シンポジウム2024	5
4. 第64回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について	6
5. 行政だより	
○ 令和6年度第2回自動車運送事業者無事故表彰について	10
○ 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策の実施について	17
○ 令和6年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について	22
○ 労働保険の手続きについて	23
○ 「働き方改革」を支援します！	24
○ 下請取引適正化推進月間の実施について	26
6. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	27
○ 軽油価格の調査結果（8月分）	28
7. 事故対だより	
○ 「eナスバ」12月からスタート	29
○ 令和7年度から運行管理者等指導講習の修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります	31
8. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	33
9. 協会だより	
○ 令和6年度助成事業について	39
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	41
10. ドライバー体験記 ～パパありがとう～	44
11. 陸災防だより	
○ 荷役作業安全ガイドライン説明会の開催状況について	45
○ 技能講習のお知らせ	46
○ 陸運と安全衛生	47
12. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	50
13. 諫早T・Sのご案内	52

表紙写真：いさはや灯りファンタジア 諫早市役所前中央交流広場やアエル中央商店街周辺
毎年冬に開催、みんなで創って、みんなで楽しむ市民創造型のイベントです。
諫早に灯りがともる、ファンタジックでウキウキなイベント。スペシャルナイトでは、ボランティアの手作り灯明で創る「巨大地上絵」が市役所前に出現！諫早市役所本館9階から眺める地上絵は絶景です。諫早の美味しいもの大集合グルメ屋台や、地域のミュージシャンやパフォーマーの舞台イベントも楽しみながら、素敵な灯りを楽しめるロマンあふれるイベントです！

配送にはコストがかかります

配送負荷の軽減にご協力ください



国では、
商取引において物流サービスが無償で提供されていると誤解を招かないよう「送料無料」表示の見直しに取り組んでおり、消費者や事業者の理解が広がるように取組を進めています。

また、配送負荷の軽減のため、宅配ボックスの活用や配送時間帯の指定などにより、荷物を可能な限り一回で受け取る「再配達削減」にもご協力ください。 [詳しい内容に関してはコチラから](#)



「送料無料表示の見直し」とは…

- 送料負担の仕組みを表示すること
（「送料当社負担」、「〇〇円(送料込み)」等）
- 「送料無料」表示をする場合には表示者の責任として以下を分かりやすく表示・説明すること
 - ▶ 「無料」と表示する理由
 - ▶ 送料負担の仕組み等を分かりやすく説明すること

詳しい内容に関しては
[コチラから](#)



整備管理者定期研修の実施について

九 運 長 分 466号

令和 6 年 9 月 5 日

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

九州運輸局 長崎運輸支局長

整備管理者定期研修の実施について

標記研修を下記計画表のとおり実施しますので、関係事業者に対する通知並びに本研修についてご協力をお願いします。

記

1 研修日時及び場所

(1) 定期研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
令和 7 年 1 月 24 日(金) 14:00~16:30	佐世保市 定員140名程度	アルカス SASEBO 大会議室 佐世保市三浦町2-3 0956-42-1111
令和 7 年 1 月 27 日(月) 14:00~16:30	大村市 定員各150名	大村市 中央公民館 (コミュニティーセンター) 大会議室 大村市幸町25-33 0957-54-3161

※受付13:00~

注意事項

- ・事前に申込みが必要ですので、必ず期間内にお申込み下さい。申込みの無い方の受講はお断りいたします。(当日、申込者を変更して受講することもできません。)
また、送付された申込書に対する受理の連絡は致しません。
- ・定員数に達した時点で申込みの受付を終了します。

2 定期研修の申し込み問合せ先

長崎県トラック協会 業務課

Tel 095-838-2281 Fax 095-839-8508

【定期】

令和6年度整備管理者定期研修申込書

会社名	
申込責任者	
連絡先	住所
	電話 () -
	FAX () -

受講希望日	(ふりがな) 受講者氏名	現在の職名 (○印をする)	手帳 (○印をする)
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無

※ ご提出いただいた個人情報については、整備管理者定期研修にかかる業務以外に使用致しません。

《送付先》長崎県トラック協会 FAX：095-839-8508

「令和7年1月10日(金)必着」

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第16回】開催

開催日時：令和6年11月22日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・物流効率化法、貨物自動車運送事業法改正の内容
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

トラックGメン活動ご報告

西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施！

中国・四国・九州発の貨物の多くが納品される近畿地域の荷主に対し、現地調査の実施とともに、「目安箱」に寄せられた「声」を荷主に届けるため、近畿運輸局の協力を得て令和6年9月25,26日に、大阪市内において、西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施しました。



2日間で33箇所をパトロール。ヒアリングも実施し、荷主等に教示を行いました。

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等の通報は
目安箱まで。



中国運輸局HP

トラック目安箱
荷主先等での困りごと
コチラにお寄せください

専用バナー(イメージ)

自動車安全運転 シンポジウム2024

業務ドライバーが安全運転をながく続けるために

日時 令和6年11月12日(火) 13:20~15:30

開催方法 YouTube Liveにてオンライン配信

どなたでも参加
いただけます!

主催:自動車安全運転センター 後援:警察庁

視聴方法

QRコードまたは下記URLよりご視聴ください。

<https://youtube.com/live/uxsi529e-ls>



事前登録

本シンポジウムでは任意での事前登録を受け付けています。ご登録いただきますとリマインドメールをお送りさせていただきます。
事前登録は下記URLまたは右のQRコードからお申し込みください。
<https://forms.gle/HCZk3XtNavxXrmRz5>



プログラム テーマ:業務ドライバーが安全運転をながく続けるために

開会の辞 13:20-13:25

自動車安全運転センター 理事長 種谷 良二

基調講演

13:25-13:50

「運転寿命延伸のためのエビデンス」

国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター長
島田 裕之 氏

講演1

13:50-14:05

「機能低下とメタ認知」

近畿大学生物理工学部准教授
島崎 敢 氏

講演2

14:05-14:20

「高齢の業務ドライバーによる交通事故の状況」

警察庁交通局交通企画課交通安全企画官
牧 丈二 氏

講演3

14:20-14:35

「企業における安全運転管理と交通安全教育」

株式会社ムジコ・クリエイト東京営業所長
野藤 智 氏

講演4

14:35-14:45

「高齢者の安全運転管理-研究からの示唆-」

自動車安全運転センター 総務部調査役(調査研究担当)
小菅 律

パネルディスカッション

14:50-15:25

コーディネーター 島田 裕之 氏

パネリスト 島崎 敢 氏 / 牧 丈二 氏 / 野藤 智 氏 / 小菅 律



島田 裕之 氏



島崎 敢 氏



牧 丈二 氏



野藤 智 氏



小菅 律

閉 会 15:25-15:30

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

お問い合わせ

自動車安全運転シンポジウム2024事務局
✉ jidousya2024@alfanet.jp



安全運転をつくろう。
自動車安全運転センター
<https://www.jsdc.or.jp/>

第64回

「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

令和6年11月16日(土)～令和7年1月10日(金)

- ◎ 交通・労働災害事故の防止
- ◎ 環境保全
- ◎ 輸送秩序の確立

全ト協においては、本年も国土交通省・警察庁の後援を得て、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立を主軸とし、「正しい運転・明るい輸送運動」を展開することとなりました。

長崎県トラック協会においても、これに呼応して次の実施計画により、本運動を実施することとしています。

会員事業所におかれては、本運動の主旨を十分にご理解いただき、それぞれの職場の実態に即し、効果的に推進していただきますようお願いいたします。

実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和6年11月16日(土)から令和7年1月10日(金)まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

(1) 飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和6年3月に公表した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」を踏まえ、同年9月に全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール依存症への対応とともに、アルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の確実な報告等について指導を徹底する。

また、令和6年10月から飲酒運転に対する処分基準が強化されることを踏まえ、交通対策委員会で決議したトラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」、及び高速道路での死傷事故の6割強を占める「追突事故」を防止するため、全ト協制作の資料『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』*を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、交差点及び追突事故防止の徹底に努める。

また、全ト協では、交差点左折時の9割近くが対自転車事故であることから、全ト協の安全装置等助成事業対象装置で後付け装着が可能な「側方衝突監視警報装置」の普及促進を図る。

※全ト協ホームページ URL

資料『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』

<https://jta.or.jp/member/anzen/plan2025seminar.html>

- (3) 過労運転防止の徹底
 運行管理者等は、令和6年4月適用の改正改善基準告示を遵守するとともに、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。
- (4) 確実な点呼の実施
 経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。
 また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。
- (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等
 経営者等は、道路交通法に規定されている乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、違法駐車禁止や適正な車間距離の確保、車内ゴミのポイ捨ての禁止など運転マナー向上について関係者を指導する。
- (6) 健康診断の受診の徹底
 経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。
- (7) 荷役作業時の安全確保の徹底
 経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にするように書面契約を締結するよう努めるとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。
 また、令和5年10月より、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量2トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されたことなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。
 参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf
 「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/kaisei_question_answer.pdf
- (8) 高速道路における事故防止の徹底
 運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。
- (9) 車両の安全性確保の徹底
 経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。
 特に、依然として後を絶たない大型トラックの車輪脱落事故防止の徹底を図るため、国土交通省が策定する「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施の徹底を図る。
- (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底
 運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期に雪道での走行が可能な冬用タイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況に応じてタイヤチェーンを装着するなど適切なすべり止め措置を講じる。
 また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。
- (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底
 管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、化石燃料の使用量を削減し、地球温暖化の原因となるCO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。

② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、令和3年9月の交通対策委員会の決議を踏まえ、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。

③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実に効果的に実行できるよう努める。

④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。

⑤ 適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。

⑥ 本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。（推薦の細部については別途連絡）

(3) 事業所

① 自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。

② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
 <全ト協ホームページ>

URL https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html

③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。

④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以上

第64回「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果

事業所名 _____

実施事項	実施状況
1. 講習会、研修会の開催 日時、場所、人員、講師、 内容等	
2. 社内広報の状況 ポスター、チラシ、懸垂幕、 安全旗、立看板の掲出	
3. その他の安全活動 巡回指導、朝礼の一口指導	
4. 上記以外の実施状況	

- ※
- 1 印刷物、写真等の資料があれば添付して下さい。
 - 2 この報告は、令和7年1月20日(月)までに提出して下さい。
 - 3 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対しては全ト協より表彰があります。
(令和7年度の県ト協定時総会内で表彰する予定です)
 - 4 お預りした情報(個人情報)については当該表彰に関する事以外には使用いたしません。

行政だより

令和6年度 第2回自動車運送事業者 無事故表彰について

九運公第63号

公 示

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和6年度第2回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者（1人1車制を除く。）

2. 表彰規程第4条第1項の表彰

(1) 表彰基準

【一般表彰】

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

(注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

(注) 今回、特別表彰（表彰規程第4条第2項の表彰）は実施しない。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
7両以下	5年
8両～10両	4年
11両～20両	3年
21両～40両	2年
41両～80両	1年6月
81両以上	1年

(注) 7両以下に1人1車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

(2) 表彰時期

令和7年2月に予定

(注) 一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

(3) 表彰手続き

① (1)の基準に適合後6か月以内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に2部（原本及び写しの各1部）提出する。

② 自動車無事故報告書等の提出期限

令和6年11月末日まで

3. 問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

令和6年10月1日

九州運輸局長 原田 修吾

自動車無事故報告書

年 月 日

九州運輸局長 殿

報告者の
氏名又は名称
住 所
印

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間		
	年 月		
表彰所定期間の始期及び達成日			
年 月 日 から	年 月 日まで		
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数			
普通車	両、 小型車	両、 計	両
前回受けた表彰の期日（所定期間）			
年 月 日（	年 月 日～	年 月 日）	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

最近における運輸業務等の実績

事業者名

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件 (別表のとおり)

(2) 軽微事故 (人身事故又は40万円以上のもの)

有 責 件 (別表のとおり)

無 責 件

(3) 酒気帯び運転、無資格運転並びに居眠り運転事故、整備不良事故の有無

(上記以外の事故も含む)

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	研修受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

4. 最近実施した事故防止対策 (事故防止運動、会議、指導教育等)

別表

重大事故（無責）

事故種別	発生日時 天	発生場所	道路状況	事故概要	原因	損害

軽微事故（有責）

事故種別	発生日時 天	発生場所	道路状況	事故概要	原因	損害

自動車無事故報告書

記載要領

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

報告者の
氏名又は名称 印

住 所

事業の種類を記入。
・貨物自動車運送事業
※貨物軽自動車運送事業は除く。

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日 から 年 月 日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通車 両、	小型車 両、 計 両
前回受けた表彰の	<p>●車両数は、表彰所定期間の始期当時（その日現在）とする。例：始期が平成27年4月1日であれば、平成27年4月1日現在の車両数となります。</p> <p>●車種区分は、様式には普通車、小型車しか記載されていませんが、報告者の運送事業によるものとなります。</p> <p>例：貸切 大型○両、中型○両、小型○両 計○両</p>
年 月 日（ 年	

注 氏名を記載し、押印することにより

最近における運輸業務等の実績

事業者名

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件 (別表のとおり)

「別表」を忘れずに
添付してください。

(2) 軽微事故 (人身事故又は40万円以上のもの)

有 責 件 (別表のとおり)

無 責 件

(3) 酒気帯び運転、無資格運転並びに居眠り運転事故、整備不良事故の有無

(上記以外の事故も含む)

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	研修受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無

【運行管理者】の受講については、下記についても確認する。
●過去に当該事業者で選任されていた場合は、「新たに選任した運行管理者」に該当しない。(運輸規則48条の4)
●新たに選任した運行管理者は選任届出日の属する年度に基礎又は一般講習の受講が必要。(H24.4.13告示454)
●最後に基礎又は一般講習を受講させた年度の翌々年度以後2年ごとに基礎又は一般講習の受講が必要。(H24.4.13告示454)

【整備管理者】の受講については、下記についても確認する。
●平成27年3月20日付事務連絡「整備管理者定期研修(選任後研修)について」により、選任の前年度に定期研修を受講している場合は研修対象者から除くことができる。

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

運行管理規程の制定日、
改正日をよく確認のうえ
記入してください。

4. 最近実施した事故防止対策 (事故防止運動、会議、指導教育等)

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。
該当事業者は、**県ト協（担当本村）**までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

1. 必要書類

書類名		部数
①	自動車無事故報告書（様式1）	正本2部
②	最近における運輸業務等の実績（様式2）	正本2部
③	運行管理者選任届	写し2部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式2の4「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使用した資料等）	

- ※ ①には捨印を押印してください。
- ※ ②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものがが必要です。
- ※ 修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。
- ※ お預りした情報（個人情報）については、当該表彰に関する以外には使用いたしません。

2. 提出期限

令和6年11月15日(金)までに郵送または持込

大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和6年度緊急対策の実施について

標記の件について、国土交通省物流・自動車局より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

~~~~~  
貨物自動車運送事業者の皆様へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和6年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします

### 1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

### 2. 整備管理者・補助者の方へ

- ・作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とにならないよう十分配慮してください。
- ・自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- ・著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ・車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ・積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ・増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

### 依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- ・自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- ・タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- ・別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。

- ・点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- ・増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットへマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、インジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

# タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄 

作業実施者名

実施日 令和

年 月 日

| 実施箇所     |                                 | 確認・作業内容                                   | 結果<br>(実施✓・交換×) |
|----------|---------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|
| 清掃の実施    | ハブ面                             | ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。               |                 |
|          |                                 | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。          |                 |
|          | ディスク・ホイール                       | ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。        |                 |
|          | ホイール・ボルト、ナット                    | ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。               |                 |
| 点検の実施    | ハブ面                             | ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認             |                 |
|          | ディスク・ホイール                       | ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認                 |                 |
|          |                                 | ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認             |                 |
|          |                                 | 溶接部に亀裂や損傷がないかを確認                          |                 |
|          | ホイール・ボルト、ナット                    | ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認        |                 |
|          |                                 | 亀裂、損傷がないかを確認                              |                 |
|          |                                 | ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認                        |                 |
|          |                                 | ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認                 |                 |
|          |                                 | ○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認             |                 |
|          |                                 | ※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認              |                 |
| 油脂類塗布の実施 | ホイール・ボルト                        | ☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。               |                 |
|          | ホイール・ナット                        | ☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。               |                 |
|          |                                 | ※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。          |                 |
|          |                                 | ○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 |                 |
| ハブ       | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。 |                                           |                 |
| 取付       | ホイール・ナットの締め付け                   | ■ △ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値                     | N・m             |
| 保守       | ホイール・ナットの増し締め                   | ■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。           |                 |

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

# 日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者（補助者）確認欄


点検実施者（運転者）名

整備管理者（補助者）確認欄

実施日 令和 年 月 日

| 点検箇所                   |                                             | 点検項目             | 点検結果<br>(○・×) |  |
|------------------------|---------------------------------------------|------------------|---------------|--|
| 運転席での点検                | ブレーキ・ペダル                                    | 踏みしろ、ブレーキのきき     | 踏みしろ          |  |
|                        |                                             |                  | ブレーキのきき       |  |
|                        | 駐車ブレーキ・レバー<br>(パーキング・ブレーキ・レバー)              | 引きしろ (踏みしろ)      |               |  |
|                        | 原動機 (エンジン)                                  | ※ かかり具合、異音       | かかり具合         |  |
|                        |                                             |                  | 異音            |  |
|                        |                                             | ※ 低速、加速の状態       |               |  |
|                        | ウィンド・ウォッシャ                                  | ※ 噴射状態           |               |  |
| ワイパー                   | ※ 拭き取りの状態                                   |                  |               |  |
| ○ 空気圧力計                | 空気圧力の上がり具合                                  |                  |               |  |
| ○ ブレーキ・バルブ             | 排気音                                         |                  |               |  |
| エンジン・ルームの点検            | ウィンド・ウォッシャ・タンク                              | ※ 液量             |               |  |
|                        | ブレーキのリザーバ・タンク                               | 液量               |               |  |
|                        | バッテリー                                       | ※ 液量             |               |  |
|                        | ラジエータなどの冷却装置                                | ※ リザーバ・タンク内の液量   |               |  |
|                        | 潤滑装置                                        | ※ エンジン・オイルの量     |               |  |
|                        | ファン・ベルト                                     | ※ 張り具合、損傷        | 張り具合          |  |
|                        |                                             | 損傷               |               |  |
| 車の周りからの点検              | 灯火装置 (前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器 | 点灯・点滅具合、汚れ、損傷    | 点灯・点滅具合       |  |
|                        |                                             |                  | 汚れ            |  |
|                        |                                             |                  | 損傷            |  |
|                        | タイヤ                                         | 空気圧              |               |  |
|                        |                                             | □ ディスク・ホイールの取付状態 | ナット緩み・脱落      |  |
|                        |                                             |                  | ボルト付近さび汁      |  |
|                        |                                             |                  | ボルト突出不揃い、折損   |  |
|                        |                                             | 亀裂、損傷            | 亀裂            |  |
|                        | 損傷                                          |                  |               |  |
|                        | 異状な摩耗                                       |                  |               |  |
| ※ 溝の深さ                 |                                             |                  |               |  |
| ○ エア・タンク               | タンク内の凝水                                     |                  |               |  |
| ○ ブレーキ・ペダル             | ※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク                       |                  |               |  |
|                        | ※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間                       |                  |               |  |
| 前日・前回の運行において異状が認められた箇所 |                                             |                  |               |  |

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両が対象。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

# 防ぎよう大型車の車輪脱落事故

## おとさぬための点検整備

車前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



## トルクレンチで適正締付け

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



## さびたナットは清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



## ナット・ワッシャー隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。



## いちにち一度はゆるみ点検

運行前に特に股張が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。



©くまがね工房

# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、「車載の「取扱い説明書」」や「本紙裏面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」」、「下記のその他、ホイールナット締め付け時の注意点」などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

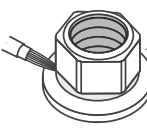
※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それを正しく取り扱う方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 スターホイールボルトの取り扱いミス (詳細は付録、製品の取組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

|                    |                                                      |                 |                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm)<br>22.5インチ: 10本(PCD335mm)      | ホイールのセンターリング    | ハウシロー                                         |
| ボルトサイズねじの方向        | M22<br>左右輪: 右ねじ(新・ISO方式)<br>右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの履き替え    | ボルト交換                                         |
| ホイールナット使用用ナット      | 平面座(ワッシャー付き)・1種類<br>33mm(従来ISO方式の一部は32mm)            | 後輪ダブルタイヤの締め付け構造 | ホイールボルト<br>平面座<br>ホイールナット<br>(新・ISO方式)<br>球面座 |
| ダブルタイヤ             | 一つのナットで共締め                                           |                 |                                               |



# 令和6年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について

標記の件について、国土交通省より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

国自安第98号  
令和6年10月18日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長  
(公印省略)

## 令和6年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、別紙のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知がありましたので、貴会におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、貴傘下会員に対し本啓発週間の実施について周知いただくようお願いいたします。



アルコール関連問題啓発週間 11月10日～16日



「あなたほどのタイプ」  
お酒の影響を受けやすい  
3つの要素を解説



「健康に配慮した飲酒のために」  
厚生労働省が定めた  
純アルコール量



「各地の酒屋さんはこちら」  
お酒の純度で飲べたら  
純アルコール量があります

国土交通省・内閣府・法務省・国政庁・文部科学省・警察庁・国土交通省・国土交通省



## 事業主の皆さまへ

# 労働保険の手続について

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

【労働保険】とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。下記の成立手続き義務のある事業場などをご確認の上、まずは、最寄りの、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

### 成立手続き義務のある事業場

◆次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

### 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

### 保険料は何に使われている？

◆お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

**労災保険** 労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

**雇用保険** 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続きがおすすめでない事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

◎労働保険の成立手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）の窓口又は電子申請で行うほか、労働保険事務組合（厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体）や社会保険労務士へ事務処理を委託（依頼）することもできます。

詳しくは 長崎労働局総務部労働保険徴収室  
電話095-801-0025  
又は最寄りの監督署・安定所へ  
お尋ねください。

厚生労働省 長崎労働局 本事業は、厚生労働省 長崎労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

ご相談  
無料

事業主のみなさまへ

# 「働き方改革」を 支援します!

労働時間の  
見直し



時間外労働の削減、  
勤務体制の確立

同一労働  
同一賃金



正規・非正規雇用  
労働者の不合理な  
待遇差をなくし、  
公正公平な働きが  
いのある職場へ

助成金の  
活用



「業務改善助成  
金」「キャリアアッ  
プ助成金」など  
による仕事の効率  
化・生産性向上

就業規則の  
作成・見直し



人材の確保・育成。  
安心して働ける魅  
力ある職場へ

ハラスメント  
防止



パワハラ・モラハラ  
など事業所単  
独でのセミナーも  
可能

などなど…

社会保険労務士など  
専門家がサポート!

## 1. 来所・電話・メールの相談(オンライン相談の要望にも応じます)

社会保険労務士などの専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。  
電話での相談も受付けています。メールでの相談も可能です。ホームページをご確認ください。

## 2. 専門家による企業への訪問コンサルティング出張相談(秘密厳守)

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し課題解決の支援をします。  
1事業所1回あたり2時間程度3回を標準として訪問します。課題により最大6回まで利用できます。

## 3. セミナー・研修会、各種団体が実施する相談窓口にて講師を無料で派遣。

セミナー・研修会に講師を派遣します。テーマ・内容について相談に応じます。  
業界団体が実施・設置する相談窓口にて講師を派遣します。

お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター [厚生労働省長崎労働局委託事業]

(株)東京リーガルマインド長崎支社内 〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階

0120-168-610 [9:00~17:00 土・日・祝日を除く]

FAX 095-832-4316 E-mail nagasaki-hatarakikata@lec.co.jp



厚生労働省 長崎労働局委託事業

働き方改革を推進する事業主の皆様へ

# 「出張相談」を 利用しませんか？

長崎働き方改革推進支援センターでは、  
県下全域の事業所を対象に  
社会保険労務士等の専門家が事業所を  
原則3回（最大6回）まで個別訪問し、  
課題解決のための改善提案を行う  
「出張相談」派遣事業を推進しています。

ご相談  
無料

長崎働き方改革  
推進支援センター

FAX 095-832-4316

## 出張相談 FAX申込書

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号に送信ください。

|                    |                 |                |                |               |               |            |         |
|--------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|------------|---------|
| 会社名                |                 |                |                |               |               |            |         |
| 業種                 | 農・林・漁業<br>医療、福祉 | 建設業<br>教育学習支援業 | 製造業<br>サービス業   | 情報通信業<br>その他( | 運輸業<br>卸売・小売業 | 金融保険業<br>) | 飲食店、宿泊業 |
| 住所                 |                 |                |                |               |               |            |         |
| TEL                |                 |                |                |               |               |            |         |
| Mail               |                 |                |                |               |               |            |         |
| 従業員数               |                 |                |                |               |               |            |         |
| 担当者名<br>(部署・役職を記す) |                 |                |                |               |               |            |         |
| 希望日                | 第1希望<br>月 日 時～  | 第2希望<br>月 日 時～ | 第3希望<br>月 日 時～ |               |               |            |         |

### ご相談内容

- |                                                     |                                          |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について             | <input type="checkbox"/> 助成金の活用について      |
| <input type="checkbox"/> 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について   |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について             | <input type="checkbox"/> 人材確保・人材採用に向けた相談 |
| <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直しなど環境整備について      | <input type="checkbox"/> 36協定について        |
| <input type="checkbox"/> その他( )                     |                                          |

# 下請取引適正化推進月間の実施について

標記の件について、公正取引委員会より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

## 11月 は下請取引適正化推進月間です

令和6年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

### 賃上げと 労務費転嫁を 両輪に

11月 は下請取引適正化推進月間です。全国において、下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催（オンラインによる非対面方式）するほか、公正取引委員会（本局及び地方事務所等）や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

|                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公正取引委員会<br>不当なしわ寄せに関する下請相談窓口<br>フリーダイヤル 0120-060-110<br>【受付時間】10:00～17:00<br>(土日祝日・年末年始を除く。)<br>(ホームページ <a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a> )                                                | 中小企業庁<br>下請かけこみ寺 電話相談窓口<br>フリーダイヤル 0120-418-618<br>【受付時間】9:00～12:00/13:00～17:00<br>(土日祝日・年末年始を除く。)<br>(ホームページ <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/">https://www.chusho.meti.go.jp/</a> )                                                                       |
| 北海道事務所 011-231-6300<br>東北事務所 022-225-8420<br>取引部企業取引課 03-3581-3375<br>中部事務所 052-961-9424<br>近畿中国四国事務所 06-6941-2176<br>中国支所 082-228-1520<br>四国支所 087-811-1758<br>九州事務所 092-431-6032<br>沖縄総合事務局総務部<br>公正取引課 098-866-0049 | 中小企業庁事業環境部取引課 03-3501-1732<br>北海道経済産業局 011-700-2251<br>東北経済産業局 022-217-0411<br>関東経済産業局 048-600-0325<br>中部経済産業局 052-951-2860<br>近畿経済産業局 06-6966-6037<br>中国経済産業局 082-224-5745<br>四国経済産業局 087-811-8564<br>九州経済産業局 092-482-5450<br>沖縄総合事務局経済産業部<br>中小企業課 098-866-0035 |

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

#### 下請代金支払遅延等防止法

##### 【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

##### 【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

#### 下請中小企業振興法

##### 【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善
- 発注内容の明確化、発注方法の改善
- 下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進
- その他下請中小企業の振興のため必要な事項（下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、知的財産の取扱いについて など）

## 全ト協だより

# 近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和6年10月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 貸付利率

| 期 間       | 現行 (改定前) | 改定後   |
|-----------|----------|-------|
| 1年以上～3年以内 | 1.70%    | 1.75% |
| 3年超～7年以内  |          |       |
| 7年超～10年以内 |          |       |

#### 2. 実施日

令和6年10月10日



# 軽油価格の調査結果（8月分）

8月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

## 1. 単純集計価格

| 地区名     | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------|----|--------|--------|--------|
| 九州(沖縄除) |    | 123.61 | 114.15 | 125.99 |
| 全国(沖縄除) |    | 124.06 | 113.35 | 123.18 |

## 2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

| 元売名       | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|-----------|----|--------|--------|--------|
| E N E O S |    | 126.85 | 114.05 | 127.28 |
| 出光昭和シェル   |    | 124.45 | 114.52 | 123.97 |
| キグナス      |    |        |        |        |
| コスモ       |    | 120.20 | 111.50 | 137.10 |
| その他       |    | 118.00 | 114.49 | 125.03 |

## 3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

| 月間購入量              | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|--------------------|----|--------|--------|--------|
| 30キロ<br>リットル未満     |    | 124.06 | 113.98 | 127.46 |
| 30～50キロ<br>リットル未満  |    |        | 116.07 | 115.83 |
| 50～100キロ<br>リットル未満 |    | 113.70 | 111.96 | 113.40 |
| 100キロ<br>リットル以上    |    |        | 113.98 | 123.65 |

## 4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

| 支払期限     | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|----|--------|--------|--------|
| 30日未満    |    | 126.69 | 114.22 | 119.97 |
| 30～60日未満 |    | 121.72 | 114.54 | 126.81 |
| 60日以上    |    | 127.43 | 112.81 | 113.40 |

## 5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

| 月別      | 区分 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------|----|--------|--------|--------|
| 2024年4月 |    | 127.24 | 117.06 | 126.67 |
| 2024年5月 |    | 126.34 | 116.97 | 125.63 |
| 2024年6月 |    | 126.74 | 117.52 | 127.30 |
| 2024年7月 |    | 125.79 | 116.40 | 127.90 |
| 2024年8月 |    | 123.61 | 114.15 | 125.99 |

※消費税抜きの価格

## 事故対だより



めざすのは、自動車事故ゼロの社会。

独立行政法人  
自動車事故対策機構

ナスバプレスリリース

令和6年10月1日

ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)  
安全指導部 大町、松澤  
電話 03-5608-7641

### 「eナスバ」12月からスタート 運行管理者指導講習がeラーニングで受講可能に

ナスバでは、国土交通大臣の認定を受け、自動車運送事業者で使用する自動車の運行の安全確保のため、運行管理者等を対象に運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法などの指導講習を全国50支所において対面・動画視聴方式にて開催しております。

この度、ナスバでは従来の方式に加え、新たに国土交通省よりeラーニング講習の認定を取得し、一般講習及び基礎講習のeラーニング講習「eナスバ」を立ち上げました。

つきましては、令和6年11月1日よりお申込みを受け付け、12月1日から開講することといたします。「eナスバ」では、AIによる本人認証等の不正受講防止対策を行い、対面等の講習と同等の水準での指導講習を提供、インターネットを利用し、お手元のカメラ付きパソコン・タブレット等から、いつでも任意の場所で受講いただけます。

受講者の皆様方の利便性に大いに資するものとなっておりますので、ぜひご活用ください。

**eナスバの魅力 受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします！**

#### 1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。さらに、受講期間内であれば確認したい講義をくりかえし受講可能です。

#### 2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

#### 3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

#### 4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

#### 5. 領収書や修了証明書も「eナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、12月受講の場合、12/1から受講が可能となり、12/30までに受講を完了する必要があります。(受講期間を任意に設定することはできません)

※2 交付金等(各協会等による受講料の助成)については、各組織で取り扱いが異なるため、当該組織までお問い合わせください。

詳細は次頁をご覧ください

～お申込みの流れ～



(※1)本人認証には、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードのうち、いずれかの書類のアップロードが必要となります。

★申込み・受講期間（令和6年度）

～12月開催分～

【申込期間】2024年11月 1日（金）～11月14日（木）

【受講期間】2024年12月 1日（日）～12月30日（月）

～1月開催分～

【申込期間】2024年11月15日（金）～12月15日（日）

【受講期間】2025年 1月 1日（水）～ 1月30日（木）

～2月開催分～

【申込期間】2024年12月16日（月）～2025年 1月14日（火）

【受講期間】2025年 2月 1日（土）～ 3月 2日（日）

～3月開催分～

【申込期間】2025年 1月15日（水）～ 2月13日（木）

【受講期間】2025年 3月 1日（土）～ 3月30日（日）

★受講手数料（テキスト配送料含む）

基礎講習：9,560円（税込） / 一般講習：3,860円（税込）

～お支払い方法～

・クレジットカード（対応ブランド：VISA / MasterCard / JCB / American Express / Diners）

・Pay-easy（ペイジー）<https://www.pay-easy.jp/>

【ご注意】お支払い後のキャンセルはできませんので、受講期間等を十分ご確認ください。

お申込みは、下記二次元バーコードからナスバホームページにアクセスいただき、お手続きをお願いいたします。



eナスバについては、ナスバホームページでより詳しくご案内しております。

<https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning.html>

【eナスバに関するお問い合わせ先】

（ご注意）各都道府県に所在する支所ではご対応できません。

担 当 安全指導部 指導講習グループ

電話番号 03-5608-7641

03-6853-7690

受付時間 9:00-17:00(土日祝日、年末年始等を除く)

eメール [e-nas.info@nasva.go.jp](mailto:e-nas.info@nasva.go.jp)



ナスバちゃん



令和6年10月8日

## 令和7年度から運行管理者等指導講習の修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります

日頃よりナスバの運行管理者等指導講習をご利用いただきありがとうございます。

ナスバでは、令和6年12月からこれまでの対面方式、動画視聴方式に加え、新たにeラーニング方式の講習（eナスバ）を開講することといたしました。eナスバでは、各講習の修了証明について、従来の運行管理者等指導講習手帳（以下、手帳）への押印（交付）に代えて、受講者毎のマイページから、修了証明書をダウンロードしていただく形式となります。

これにより、ナスバの各講習の修了者には、対面（動画視聴）講習では「手帳の交付・証明」、eナスバでは「修了証明書の交付」と受講の方式により修了証明の方法が異なることとなります。

ナスバでは、今後、受講方式の異なる講習を受講されても、受講履歴を保管・管理しやすいように、令和7年4月1日以降のナスバが実施する対面（動画視聴）講習の修了者に対しても、eナスバと同様に「修了証明書」を交付することといたしました。これにあわせて、手帳の再交付についても「受講履歴証明書」に変更いたします。

### ■ 修了証明方法の変更（令和7年4月1日以降に開催するナスバの対面（動画視聴）講習）

**ナスバの講習（一般講習、基礎講習、特別講習）の修了者に「修了証明書」を交付します。**

また、手帳再交付の申請は「受講履歴証明」※<sup>1</sup>の申請に変わります。

※1：受講履歴証明の申請は交付手数料（500円）がかかります。

#### 【ご注意願います】

- ・手帳に係るお手続き（再交付等）は、令和7年3月31日までとなります。
- ・手帳に記載されているナスバの講習の修了証明は、講習受講の履歴になりますので、大切に保管ください。
- ・ナスバ以外の認定機関の手帳等については、各認定機関にお問い合わせください。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

独立行政法人 自動車事故対策機構  
安全指導部 大町、松澤  
電話 03-5608-7641

Q&A

Q 手帳を廃止する理由等

A ナスバのeラーニング講習（eナスバ）では、システムから直接、手帳に証明することができないため、電子媒体の「修了証明書」を電子交付します。

対面（動画視聴講習を含む。）講習と、証明方法が異なることにより、取扱いが複雑になるのを防ぐため、eナスバと対面の両方に対応できる「修了証明書」に統一することにしました。

Q 令和7年4月に、ナスバの一般講習を修了しました。手帳に証明されますか。

A 令和7年4月以降のナスバの講習（一般講習、基礎講習、特別講習）の修了者には、修了証明書が交付され、手帳への証明は行いません。

Q 手帳を紛失しました。再交付できますか。

A 手帳の再交付のお手続きは、令和7年3月31日までとなります。

※令和7年4月1日以降は、「受講履歴証明書」になります。

Q 令和7年4月1日以降、手帳に記載されているナスバの修了証明はどうなりますか。

A 手帳に記載されている修了証明は履歴になりますので、大切に保管ください。

Q eナスバで受講しました。修了証明書を手帳に転記できますか。

A 手帳へ転記するサービスは行っておりません。大切に保管ください。

Q 令和7年4月1日以降、他の認定機関の手帳に証明できますか。

A 令和7年4月1日以降は、修了証明書の交付になります。手帳には証明いたしません。

Q 修了証明書、受講履歴証明書はどのようなものですか。

A 修了証明書及び受講履歴証明書は以下の通りです。

修了証明書

**修了証明書**

那須場 太郎 殿  
2000年10月1日生

独立行政法人自動車事故対策  
機構法第13条第1号の規定に  
基づく所定の基礎講習（貨物）  
を修了したことを証します

20XX年X月X日

独立行政法人 自動車事故対策機構

東京主管支所長

受講履歴証明書

**受講履歴証明書**

那須場 太郎 殿  
2000年10月1日生

| 完了年月日     | 講習の種類 | 単位の数 | 単位認定   |
|-----------|-------|------|--------|
| 2024年4月1日 | 基礎講習  | 単位   | 東京主管支所 |
| 2024年4月1日 | 一般講習  | 単位   | 東京主管支所 |
| 2024年4月1日 | 一般講習  | 単位   | 東京主管支所 |
| 2024年4月1日 | 一般講習  | 単位   | 東京主管支所 |
|           |       |      |        |
|           |       |      |        |
|           |       |      |        |
|           |       |      |        |

上記のとおり当機構の講習を受講したことを証する。

20XX年X月X日

独立行政法人 自動車事故対策機構

東京主管支所長

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

### 【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

※自動車事故対策機構は、ホームページ（<https://www.nasva.go.jp/>）から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

### 【受講手数料】

基礎講習：8,900円

**一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）**

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

### 【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）  
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

| 実施機関     | 受付時間       | 区分   | 講習時間        |                                |
|----------|------------|------|-------------|--------------------------------|
|          |            |      | 日数          | 時間                             |
| おんが自動車学校 | 9：00～9：30  | 基礎講習 | 1日目         | 10：00～17：00<br>※9：30～オリエンテーション |
|          |            |      | 2日目         | 10：00～17：00                    |
|          |            |      | 3日目         | 10：00～15：30                    |
|          |            | 一般講習 | 9：30～16：00  |                                |
| 新西海自動車学校 | 9：30～10：00 | 基礎講習 | 1日目         | 10：00～17：00                    |
|          |            |      | 2日目         | 10：00～17：00                    |
|          |            |      | 3日目         | 10：00～15：30                    |
|          |            | 一般講習 | 10：00～16：30 |                                |

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

### 1. 基礎講習

| 回数  | 実施日                 | 実施場所                    | 定員  | 主催               |
|-----|---------------------|-------------------------|-----|------------------|
| 第1回 | 5月29日(水)～31日(金)     | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校         |
| 第2回 | 6月18日(火)～20日(木)     | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第3回 | 6月19日(水)～21日(金)     | 長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」      | 36名 | 自動車事故対策機構 長崎支所   |
| 第4回 | 7月1日(月)～3日(水)       | 長崎市「県ト協研修会館」            | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第5回 | 7月2日(火)～4日(木)       | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 6名  | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第6回 | 11月6日(水)～8日(金)      | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校         |
| 第7回 | 11月12日(火)～14日(木)    | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第8回 | 12月3日(火)～5日(木)      | 長崎市「県ト協研修会館」            | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第9回 | 【予定】1月29日(水)～31日(金) | 長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」      | 36名 | 自動車事故対策機構 長崎支所   |

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

2. 一般講習

| 回数   | 実施日       | 実施場所                    | 定員  | 主催               |
|------|-----------|-------------------------|-----|------------------|
| 第1回  | 4月25日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 12名 | 自動車事故対策機構 長崎支所   |
| 第2回  | 5月16日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 12名 | 自動車事故対策機構 長崎支所   |
| 第3回  | 5月28日(火)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校         |
| 第4回  | 6月10日(月)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校         |
| 第5回  | 6月13日(木)  | 五島市「福江文化会館」             | 30名 | 新西海自動車学校         |
| 第6回  | 6月14日(金)  | 新上五島町「有川鯨賓館」            | 20名 | 新西海自動車学校         |
| 第7回  | 6月24日(月)  | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第8回  | 6月27日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 12名 | 自動車事故対策機構 長崎支所   |
| 第9回  | 7月5日(金)   | 大村市「サンスパおおむら」           | 40名 | 新西海自動車学校         |
| 第10回 | 7月12日(金)  | 佐世保市「アルカス SASEBO 3階会議室」 | 30名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第11回 | 7月19日(金)  | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第12回 | 7月24日(水)  | 島原市「有明文化会館」             | 80名 | 新西海自動車学校         |
| 第13回 | 7月25日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第14回 | 7月30日(火)  | 時津町「北部コミュニティセンター」       | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第15回 | 8月8日(木)   | 平戸市「田平町民センター」           | 30名 | 新西海自動車学校         |
| 第16回 | 8月22日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第17回 | 8月27日(火)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校         |
| 第18回 | 8月29日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第19回 | 9月3日(火)   | 大村市「サンスパおおむら」           | 40名 | 新西海自動車学校         |
| 第20回 | 9月13日(金)  | 時津町「北部コミュニティセンター」       | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第21回 | 10月10日(木) | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第22回 | 10月12日(土) | 佐世保市「佐世保市労働福祉センター」      | 50名 | 新西海自動車学校         |
| 第23回 | 10月17日(木) | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第24回 | 10月23日(水) | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校         |
| 第25回 | 10月31日(木) | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第26回 | 11月5日(火)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校         |
| 第27回 | 11月7日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第28回 | 11月17日(日) | 西海市「新西海自動車学校」           | 30名 | 新西海自動車学校         |
| 第29回 | 11月21日(木) | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第30回 | 12月2日(月)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | 新西海自動車学校         |
| 第31回 | 12月5日(木)  | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第32回 | 12月12日(木) | 長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」 | 18名 | 自動車事故対策機構 長崎支所 ★ |
| 第33回 | 12月18日(水) | 北松佐々町「佐々町文化会館」          | 30名 | 新西海自動車学校         |
| 第34回 | 1月10日(金)  | 大村市「サンスパおおむら」           | 40名 | 新西海自動車学校         |
| 第35回 | 1月30日(木)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校         |
| 第36回 | 2月28日(金)  | 長崎市「県ト協研修会館」            | 80名 | おんが自動車学校         |

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

# 基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名： \_\_\_\_\_

事業所〒： \_\_\_\_\_

事業所住所： \_\_\_\_\_

申込責任者： \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

申込責任者メールアドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

| 事業の種類<br>(該当するものに○) | バス | ハイ・タク | トラック<br>(軽貨物を含む) | その他<br>( ) |
|---------------------|----|-------|------------------|------------|
|---------------------|----|-------|------------------|------------|

| ふりがな<br>(男・女)             | 事業用自動車の<br>運行管理者経験が<br>1年未満の者<br>(○印をする) | 受講の目的<br>(○印をする)                                                 | 現在の職名<br>(○印をする)             | 手帳の有無<br>(○印をする) | 受講希望月日       |
|---------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------|--------------|
| ①番<br>_____<br>(西暦 年 月 日) | 1年未満                                     | 1. 運行管理者選任要件を得る<br>2. 運行管理者試験資格取得<br>3. 補助者の選任要件を得る<br>4. その他( ) | 1. 運行管理者<br>2. 補助者<br>3. その他 | 有・無              | 月 日<br>より3日間 |
| ②番<br>_____<br>(西暦 年 月 日) | 1年未満                                     | 1. 運行管理者選任要件を得る<br>2. 運行管理者試験資格取得<br>3. 補助者の選任要件を得る<br>4. その他( ) | 1. 運行管理者<br>2. 補助者<br>3. その他 | 有・無              | 月 日<br>より3日間 |
| ③番<br>_____<br>(西暦 年 月 日) | 1年未満                                     | 1. 運行管理者選任要件を得る<br>2. 運行管理者試験資格取得<br>3. 補助者の選任要件を得る<br>4. その他( ) | 1. 運行管理者<br>2. 補助者<br>3. その他 | 有・無              | 月 日<br>より3日間 |
| ④番<br>_____<br>(西暦 年 月 日) | 1年未満                                     | 1. 運行管理者選任要件を得る<br>2. 運行管理者試験資格取得<br>3. 補助者の選任要件を得る<br>4. その他( ) | 1. 運行管理者<br>2. 補助者<br>3. その他 | 有・無              | 月 日<br>より3日間 |

\*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

\*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き頂き、また性別は○で囲んでください。

\*\*ご確認ください\*\*

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方：□ ②番の方：□ ③番の方：□ ④番の方：□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定  
総合交通教育センター福岡

## ドライビングアカデミー ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

# 一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所の住所： \_\_\_\_\_

申込責任者名： \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

申込責任者メールアドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

| 事業の種類<br>(該当するものに○) | バス | ハイ・タク | トラック<br>(軽貨物を含む) | その他<br>( ) |
|---------------------|----|-------|------------------|------------|
|---------------------|----|-------|------------------|------------|

| ふりがな (男・女)       | 事業所<br>(営業所)<br>の名称 | 現在の職名<br>(○印をする)           | 手帳の有無<br>(○印をする) | 受講希望月日 |
|------------------|---------------------|----------------------------|------------------|--------|
| ①番<br>(西暦 年 月 日) |                     | 1 運行管理者※<br>2 補助者<br>3 その他 | 有・無              | 月 日    |
| ②番<br>(西暦 年 月 日) |                     | 1 運行管理者※<br>2 補助者<br>3 その他 | 有・無              | 月 日    |
| ③番<br>(西暦 年 月 日) |                     | 1 運行管理者※<br>2 補助者<br>3 その他 | 有・無              | 月 日    |
| ④番<br>(西暦 年 月 日) |                     | 1 運行管理者※<br>2 補助者<br>3 その他 | 有・無              | 月 日    |

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

\* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き頂き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

**DA ONGA** **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_  
\* (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター  
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×24cm)1枚をご用意下さい

| フリガナ<br>受講者の氏名<br>(生年月日) | 希望する<br>講習の種類<br>(番号○印) | 受講の目的<br>(番号○印)                                    | 講習手帳<br>の有無<br>(○印) | 受講の情報<br>提供の同意<br>(☑印)                                          | 受講日             |
|--------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------|
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 旅客<br>2 貨物            | 1 運行管理者試験受検資格<br>2 運行管理者選任要件<br>3 補助者選任要件<br>4 その他 | 有・無                 | <input type="checkbox"/> 同意する<br><input type="checkbox"/> 同意しない | 月 日<br>～<br>月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 旅客<br>2 貨物            | 1 運行管理者試験受検資格<br>2 運行管理者選任要件<br>3 補助者選任要件<br>4 その他 | 有・無                 | <input type="checkbox"/> 同意する<br><input type="checkbox"/> 同意しない | 月 日<br>～<br>月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 旅客<br>2 貨物            | 1 運行管理者試験受検資格<br>2 運行管理者選任要件<br>3 補助者選任要件<br>4 その他 | 有・無                 | <input type="checkbox"/> 同意する<br><input type="checkbox"/> 同意しない | 月 日<br>～<br>月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 旅客<br>2 貨物            | 1 運行管理者試験受検資格<br>2 運行管理者選任要件<br>3 補助者選任要件<br>4 その他 | 有・無                 | <input type="checkbox"/> 同意する<br><input type="checkbox"/> 同意しない | 月 日<br>～<br>月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 旅客<br>2 貨物            | 1 運行管理者試験受検資格<br>2 運行管理者選任要件<br>3 補助者選任要件<br>4 その他 | 有・無                 | <input type="checkbox"/> 同意する<br><input type="checkbox"/> 同意しない | 月 日<br>～<br>月 日 |

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。  
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。  
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。  
 ※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※  
 **新 西 海 自 動 車 学 校**  
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

**FAX送信先 0959-27-1778**



# 一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_  
\* (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら  
○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館  
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

|                   |    |      |      |            |
|-------------------|----|------|------|------------|
| 事業所の種類<br>(○印をする) | バス | ハイタク | トラック | その他<br>( ) |
|-------------------|----|------|------|------------|

| フリガナ<br>受講者の氏名<br>(生年月日) | 現在の職名<br>(番号○印)           | 運行管理者<br>選任年月日    | 指導講習手帳<br>の有無<br>(○印) | 受講日 |
|--------------------------|---------------------------|-------------------|-----------------------|-----|
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 運行管理者<br>2 補助者<br>3 その他 | 昭和・平成・令和<br>年 月 日 | 有・無                   | 月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 運行管理者<br>2 補助者<br>3 その他 | 昭和・平成・令和<br>年 月 日 | 有・無                   | 月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 運行管理者<br>2 補助者<br>3 その他 | 昭和・平成・令和<br>年 月 日 | 有・無                   | 月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 運行管理者<br>2 補助者<br>3 その他 | 昭和・平成・令和<br>年 月 日 | 有・無                   | 月 日 |
| (昭和・平成 年 月 日)            | 1 運行管理者<br>2 補助者<br>3 その他 | 昭和・平成・令和<br>年 月 日 | 有・無                   | 月 日 |

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※



## 新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778





## 令和6年度助成事業について

### 1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)  
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(月)～12/20(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/31(金)**まで  
**実績報告期限：2/21(金)** ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(水)**まで  
 3月導入・実施は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

### 2. 助成事業一覧

| 助成事業                   | 概要                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ドライブレコーダー              | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)                                                                                                                                                                                                                                  |
|                        | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 対象機器・装置                                                                                                                                                                                        | 全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)                                                                                                                                                                                                                             |
| 安全装置等                  | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 対象機器・装置                                                                                                                                                                                        | ①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③側方衝突監視警報装置 ④アルコールインターロック ⑤IT点呼に使用するアルコール検知器 ⑥トルクレンチ ⑦自動点呼機器                                                                                                                                                                                                |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | ①②④⑤：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ③機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑥取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑦導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)                                                                                                                                                                |
| その他条件等                 | *②③は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。<br>*③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。<br>*⑤は、IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。<br>*⑥は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑦は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台 |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| アルコール検知器               | 事業内容                                                                                                                                                                                           | アルコール検知器の導入について、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                        | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 対象機器・装置                                                                                                                                                                                        | 全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他条件等                 | *Gマーク事業所におけるIT点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。<br>*来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 血圧計                    | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。                                                                                                                                                                                                                                       |
|                        | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)                                                                                                                                                                                                                                                          |
| SASスクリーニング検査           | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。                                                                                                                                                                                                                                |
|                        | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進) | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                       |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円)<br>①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費<br>②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修<br>③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修<br>*受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付<br>*②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円) |
|                        | 助成上限                                                                                                                                                                                           | 研修1回あたり1事業者2名まで                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 初任運転者特別指導講習会           | 対象                                                                                                                                                                                             | 特別指導教育(初任)の対象者                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 研修費の全額 年10回                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 高齢運転者安全運転研修            | 対象                                                                                                                                                                                             | 60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。                                                                                                                                                                                                                                    |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 研修費の全額<br>*適齢診断を受診することが出来ます。<br>*講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付                                                                                                                                                                                                                           |
|                        | 助成上限                                                                                                                                                                                           | 研修1回あたり1事業者2名まで                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。<br>※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。                                                                                                                                                                                        |
| 健康診断受診促進               | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.7.1～令和7.2.21 ※令和6年4月以降の受診が助成対象です。                                                                                                                                                                                                                                          |
|                        | 助成上限                                                                                                                                                                                           | 車両数の1.2倍まで                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                        | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 運転者1名につき1,500円                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 安全性評価事業認定促進            | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：認定公表から2週間以内                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                        | 事業内容                                                                                                                                                                                           | 会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                  |
|                        | 申請期間                                                                                                                                                                                           | 申請期間：令和6.4.1～令和7.3.19                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                        | 助成上限                                                                                                                                                                                           | 当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者                                                                                                                                                                                                                                                |
| 運転記録証明書取得促進            | 助成金額                                                                                                                                                                                           | 運転者1名につき670円                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 助成事業                   |                                                | 概要                                                                                                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適性診断<br>(特定)           | 事業内容                                           | 適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。                                                                                                                                                |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.4.1~令和 7.3.19                                                                                                                                              |
|                        | 対象診断                                           | ①初任診断 ②適齢診断                                                                                                                                                           |
|                        | 助成金額                                           | 3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付                                                                                                                                             |
| 適性診断機器<br>(一般)         | 事業内容                                           | 別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。                                                                                                                                   |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 助成上限                                           | 1 台まで                                                                                                                                                                 |
|                        | 助成金額                                           | 指定機器 1 台につき 20 万円                                                                                                                                                     |
| 環境対応車                  | 実施主体                                           | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)                                                                                                                                   |
|                        | 事業内容                                           | 環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。                                                                                                                                           |
|                        | 申請期間(県ト協)                                      | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 対象                                             | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車<br>* 令和 6.4.1~令和 7.2.21 までに導入(支払)が完了するもの                                                                                         |
|                        | 助成上限                                           | 1 事業者 1 両まで                                                                                                                                                           |
| 助成金額                   | ①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 ※お問合せ下さい。 |                                                                                                                                                                       |
| アイドリング<br>ストップ<br>支援機器 | 事業内容                                           | 別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。                                                                                                                                  |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 対象機器・装置                                        | ①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置                                                                                                                                           |
|                        | 助成金額                                           | ①蓄熱マット: 5,000 円 (全額: 県ト協)<br>②エアヒータ: 機器価格の 1/2 * 上限 6 万円 (全額: 全ト協)<br>③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の 1/2 * 上限 6 万円 (全額: 全ト協)                                                    |
| グリーン経営<br>認証促進         | 事業内容                                           | グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。                                                                                                                            |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 助成金額                                           | 新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで                                                                                                                            |
| 信用保証料                  | 事業内容                                           | セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。                                                                                                                              |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 助成金額                                           | 保証料の 1/2 (県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) ※ 年度一事業者あたり上限 20 万円                                                                                                                      |
| 免許等取得                  | 事業内容                                           | 会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。                                                                                                                                    |
|                        | 申請期間等                                          | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 7.1.31 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                            |
|                        | 助成金額                                           | 準中型新規: 4 万円、準中型限定解除: 2 万 5 千円、特例教習: 受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、<br>大型・中型・けん引: 取得費用(税抜)の 1/2(上限: 大型 15 万円、中型・けん引 10 万円)<br>フォークリフト: 31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円 |
|                        | その他条件等                                         | 協会指定研修の受講(特例教習、フォークリフトを除く)                                                                                                                                            |
| 中小企業大学校                | 事業内容                                           | 会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                             |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 助成金額                                           | 受講料の 2/3 (県ト協 1/3・全ト協 1/3)                                                                                                                                            |
| 働きやすい職場<br>認証取得促進      | 事業内容                                           | 働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。                                                                                                                        |
|                        | 申請期間                                           | 申請期間: 令和 6.7.1~令和 6.12.20 実績報告期限: 令和 7.2.21                                                                                                                           |
|                        | 助成金額                                           | 新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで                                                                                                                            |
| 運行管理者<br>一般講習          | 事業内容                                           | 会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。                                                                                                                              |
|                        | 助成金額                                           | 受講者 1 名につき 3,200 円                                                                                                                                                    |

令和 6 年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間  
令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 2 月 28 日(期日厳守)  
\* 融資対象は、令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日)に投資されるものに限りです。
  - 公募融資総枠: 6 億円
  - 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
  - 融資利率: 商工中金所定の利率
  - 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
  - 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
  - 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
  - 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。
- \* 協会HP (<http://www.nata.or.jp>) の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

| 一般融資                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ポスト新長期融資                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①融資対象事業<br>・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金<br>・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金<br>・荷役機械購入に要する資金<br>・車両購入及び架装に要する資金<br>※運転資金は対象外です<br>②融資推薦限度額<br>・会員事業者: 2,000 万円<br>・協同組合: 4,000 万円(一事業者あたり 2,000 万円)<br>※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。<br>③利子補給率: 0.5%<br>④償還期間: 10 年以内(車両は 5 年以内とする)<br>⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等) | ①融資対象事業<br>ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません)<br>②融資推薦限度額<br>・会員事業者: 4,000 万円<br>・協同組合: 4,000 万円(一事業者あたり 2,000 万円)<br>※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、N O x 融資(受付終了)の残高を引継ぎます。<br>③利子補給率: 0.5%<br>④償還期間: 5 年以内<br>⑤必要な添付書類: 見積書原本等 |

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

### 【適性診断（初任・適齢）】 \*開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### 【初任運転者向け】

#### ・初任運転者特別指導講習会 \*開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【一般運転者向け】 \*開催予定表 D

#### ・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【高齢運転者向け】 \*開催予定表 C

#### ・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

### 開催予定表

| 診断・講習種類 |                        | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    |
|---------|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長崎開催    | A 適性診断（初任・適齢）          | 23・24 | 22    | 25・26 | 10    | 20・21 | 18    | 1・2   | 20    | 9・10  | 15    |
|         | B (新西海)初任運転者特別指導講習会    | 25~26 | 23~24 | 27~28 | 11~12 | 22~23 | 19~20 | 3~4   | 21~22 | 11~12 | 16~17 |
|         | C 高齢運転者安全運転研修          |       |       |       |       |       | 11    |       |       |       |       |
| 福岡開催    | D (おんが)一般・初任運転者貨物運転者研修 |       | 25~26 |       | 6~7   |       | 14~15 | 19~20 |       |       | 25~26 |
|         | 全ト協指 一般・初任運転者          | 13~15 |       | 22~24 |       |       |       |       | 16~18 |       | 18~20 |
|         | 添乗・指導管理者               |       | 18~20 |       | 20~22 |       |       |       |       |       |       |
|         | 一般・事故再発防止              |       |       |       |       |       |       | 26~28 |       |       |       |

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

#### お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508  
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778  
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 申 込 書

## (適性診断・初任運転者特別指導講習)

( 受 付 済 印 )

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)  
事業所名 (営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ ※ (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

| フリガナ | 受講者氏名             | 適性診断<br>(診断種類に☑)<br>受診日を記入)                                        | 初任講習<br>(受講日を記入)                               | ☆適性診断受診日時<br>(自動車学校記入欄) |
|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|
|      | 生年月日 (年齢)         |                                                                    |                                                |                         |
| 1    | _____             | <input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢<br>( 月 日 ) | <input type="checkbox"/> 受講する<br>( 月 日 ~ 月 日 ) | 月 日<br>時 分開始            |
|      | 昭和・平成 年 月 日 ( 歳 ) | <input type="checkbox"/> 受診しない                                     | <input type="checkbox"/> 受講しない                 |                         |
| 2    | _____             | <input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢<br>( 月 日 ) | <input type="checkbox"/> 受講する<br>( 月 日 ~ 月 日 ) | 月 日<br>時 分開始            |
|      | 昭和・平成 年 月 日 ( 歳 ) | <input type="checkbox"/> 受診しない                                     | <input type="checkbox"/> 受講しない                 |                         |
| 3    | _____             | <input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢<br>( 月 日 ) | <input type="checkbox"/> 受講する<br>( 月 日 ~ 月 日 ) | 月 日<br>時 分開始            |
|      | 昭和・平成 年 月 日 ( 歳 ) | <input type="checkbox"/> 受診しない                                     | <input type="checkbox"/> 受講しない                 |                         |

**【実施場所】** 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)  
所在地:長崎市松原町2651-3

**【適性診断お申し込みの方】**

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持 参 品     ①運転免許証   ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

**【初任講習お申し込みの方】**

- 受付時間   8:30~ 9:00
- 講習時間   9:00~17:30
- 持 参 品   筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その 他   ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
- ・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先

**新西海自動車学校**

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷1238-3  
TEL 0959-27-0136

FAX 送信先   0959-27-1778

# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

|      |     |       |  |
|------|-----|-------|--|
| 会社住所 | 〒 - |       |  |
| 会社名称 |     |       |  |
| 営業所名 |     |       |  |
| 代表者名 |     |       |  |
| 担当者名 |     | 担当者携帯 |  |
| 連絡先  | TEL | FAX   |  |

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

| No. | 研修内容             | 選択欄(○印) |
|-----|------------------|---------|
| 1   | 一般運転者研修 2日(13時間) |         |
| 2   | 初任運転者研修 2日(15時間) |         |

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

| フリガナ<br>受講者氏名 | 性別 | 年齢 | 生年月日 | 採用<br>年月日 | 希望研修コース |     | 初任診断(希望者)<br>別途診断料が必要です |
|---------------|----|----|------|-----------|---------|-----|-------------------------|
|               |    |    |      |           | 研修No.   | 講習日 |                         |
|               | 男  |    | 年    | 年         |         |     | 希望する・しない<br>指導要領：要・不要   |
|               | 女  | 歳  | 月 日  | 月 日       |         |     |                         |
|               | 男  |    | 年    | 年         |         |     | 希望する・しない<br>指導要領：要・不要   |
|               | 女  | 歳  | 月 日  | 月 日       |         |     |                         |

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外：5千円

離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前（前週の金曜日）にFAXにてお送りいたします。

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

|  |
|--|
|  |
|--|

私の夫は、トラック運転手である。大型の13tトラックで仕事をしている。一度仕事に出してしまうと、週末まで帰れないことが多い非常に過酷な仕事だ。

大型に乗っていると心配は付きものであり、朝の「いってらっしゃい」は、必ず「今日も無事故で走れますように」と、願いを込めながら言っている。

テレビでふと事故のニュースが入る度、自分の夫が事故を起こしたのではないかと気が気でないのである。トラックは事故を起こせば普通自動車のように軽傷では済まないことが多く、人を巻き込めば人を殺してしまう事故になりかねない。

私には二人の子どもがいる。二人とも男の子で車が大好き。スーパーカーやショベルカーなど、一通りいろんな車を好きになった中で、やはり一番のお気に入り「トラック」である。パパの影響だろうか。夫の乗っているトラックを道路で見つける度に、「あっパパのトラック」と、指差して見つめている。

夫は、職業柄か普通車で運転している時も、交通ルールに厳しく、それを子どもにもよく言い聞かせている。私が運転し、夫が助手席に乗っている時なんて、まるで教習所の教官のように注意される。

特に厳しく見られるのは、一旦停止の標識である。私だけでなく、よく高齢者ドライバーにも多く見られるのが、この一旦停止線の前で止まらず、そのまま交差点に入ってしまったから停止してしまうという違反。

近年非常に多く見られる違反運転だ。一旦止まれば許されると思っている人も多いが、実際は停止線で止まらないと非常に危険なのである。急いでいるとついついスピードが出てしまい、停止線を過ぎてから止まってしまうので夫によく注意を受ける。「停止線で止まらんと」と。それを後ろの席でしょっちゅう聞いている子ども

も私たち「ママ、と・ま・れ」と言っている。

自然と子どもたちも交通安全について学んでいるのだ。標識を見つけては、夫は文字を読ませ、同時に意味を覚えさせている。

おかげでまだ漢字も読めない、ひらがなでさえ読むのがあやしい年齢の子どもたちが、あちこちで標識を見つけるたび、「あっていしせん」と、文字を読み、言葉の意味を何となく、理解できているのである。

子ども二人を連れてよく散歩に行くが、ヒヤリとすることがあった。慣れた交差点で、下の子が走りながら標識を見つけ、いつも通り標識を見て

「と・ま・れ」

と言いながら止まった直後…勢い良く、右側から停止せず曲がってきた高齢者ドライバーが軽トラで向かってきた。ドライバーは、背が小さな子どもが全く見えていなかったようで、そのまま気付かず走り去ってしまった。

私は背筋が凍った。もし、子どもが標識を見つけず止まられていなかったら、確実に轢かれていただろう。相手はスピードを出したまま勢い良く曲がってきたのだ。怖かった。子どもも驚いたようで、目を見開いたまま「あぶなかった」と、つぶやいていた。

本人も、停止線で止まることの大切さを、身を以てわかっていたようだった。もちろん親の私もである。そして同時に「パパ、ありがとう」と思った。

日頃から、夫が子どもや私に言い聞かせてくれていたおかげである。

その一件以来、子どもはもちろんだが、私もドライバーの時は、特に停止線や標識を気にして運転している。交差点に入る前に、必ず止まってから徐行し交差点に進入している。夫の日頃のほやきを有り難いなあとと思いながら、今日も運転している。

### ドライバー体験記

## パパ、ありがとう

(岡山) 株芦田商会

難波 明日香





## 荷役作業安全ガイドライン説明会の 開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和6年10月10日(木)長崎県トラック研修会館において標記説明会を開催し、11名が参加しました。

講師である陸災防本部の田畑裕司安全管理士により、荷役作業時における労働災害と事業者の責務や防止対策、また安全教育と意識の向上や荷主との連絡調整等の実例を交えた説明があり、今後の労災防止対策となる有意義な説明会となりました。



田畑安全管理士



山田事務局長



※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

| 実施機関名                      | 所在地 | 電話番号 & ホームページ                                                                                                             |
|----------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎クレーン学校<br>(あたご自動車学校)     | 長崎市 | 095-824-4910<br><a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>                                       |
| 新西海自動車学校                   | 西海市 | 0959-27-0136<br><a href="http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html</a>         |
| キャタピラー九州<br>長崎教習センター       | 諫早市 | 0957-25-3735<br><a href="http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html</a> |
| 島原フォークリフトスクール<br>(島原自動車学校) | 島原市 | 0957-62-5271<br><a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>                                               |
| 五島クレーン学校<br>(五島自動車学校)      | 五島市 | 0959-73-5590<br><a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>                                               |

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

| 実施機関名    | 所在地 | 電話番号 & ホームページ                                                                                                 |
|----------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸災防佐賀県支部 | 佐賀市 | 0952-30-1601<br><a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a> |

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

|           |
|-----------|
| フォークリフト   |
| 玉掛け       |
| 高所作業車     |
| 小型移動式クレーン |

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

|                     |
|---------------------|
| ○フォークリフト運転業務従事者安全教育 |
| ○作業指揮者講習            |
| ○積卸し作業指揮者に対する安全教育   |

すべて陸災防福岡県支部で行われています

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸災防福岡県支部                                                                            |
| 092-431-1604                                                                        |
| <a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a> |

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 技能講習修了証明書発行事務局<br>〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349 |
|---------------------------------------------------------------------------------|



# 自分の作業に適合した靴の選び方

How to choose shoes suitable for work

自分の作業に必要な安全性能は何か

詳しい内容はこちらにお問い合わせください。

安全靴のことなら… 日本安全靴工業会  
URL: <http://www.anzengutsu.jp/>

プロスニーカーのことなら… 日本プロテクティブスニーカー協会  
URL: <http://www.prosneaker.jp/>



日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会 編纂

## つま先部の防護性能について



安全靴等にはいくつか種類があるようですが、私の仕事にはどの種類が良いのでしょうか？

安全靴等を選ぶ時、まず最初に「つま先部の防護性能」の種類を選ぶ必要があります。まずは次の質問にご回答ください。



「つま先部の防護性能」は安全靴等の性能の中でも最も重要です。作業と合わない靴を選択してしまうと、つま先部を十分に防護することができない場合があります。自分の身は自分で守るためにも、靴の性能の選択は大切な作業です。

次からは作業に対応する個別性能の選択方法について説明します。まずは水・油を使用する作業に適した靴の選定です。推奨靴、甲被材、靴底材の選択について表2で説明します。



| 質問 1-1                  | 回答                    | 推奨靴 |     |        | 留意事項                                                        |
|-------------------------|-----------------------|-----|-----|--------|-------------------------------------------------------------|
|                         |                       | 安全靴 | 作業靴 | カスネーカー |                                                             |
| 重量物(1kg以上)を取扱うことがありますか？ | 普通にある                 | ○   | ×   | ○      | つま先部に硬質先芯が入っていない作業靴は不適<br>数ヶ月に1回程度でも取扱い時は安全靴又はプロスニーカーの着用が必要 |
|                         | 数ヶ月に1回程度あるかないか、又は全くない | ○   | ○   | ○      |                                                             |

| 質問 1-2             | 回答           | 次の手順                |
|--------------------|--------------|---------------------|
| 取扱う重量物の重量はどの程度ですか？ | 2kg未満        | 表1>「2kg未満」の欄へ       |
|                    | 2kg以上 5kg未満  | 表1>「2kg以上5kg未満」の欄へ  |
|                    | 5kg以上 20kg未満 | 表1>「5kg以上20kg未満」の欄へ |

※20kg以上の重量物の取扱いでは、落下時の高さによっては安全靴でも対応できない場合あり。

| 質問 1-3                         | 回答             | 次の手順                             |
|--------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 重量物を取扱う時の足部から重量物までの高さはどの程度ですか？ | 35cm未満         | 表1>質問1-2の回答重量>「35cm未満」の欄へ        |
|                                | 35cm以上 70cm未満  | 表1>質問1-2の回答重量>「35cm以上70cm未満」の欄へ  |
|                                | 70cm以上 100cm未満 | 表1>質問1-2の回答重量>「70cm以上100cm未満」の欄へ |

※100cm以上の高さでは、落下時の高さによっては安全靴でも対応できない場合あり。

上記の選択条件が決まったら、次の対照表から適合する「安全靴等」のつま先部の防護性能の種類がわかります。下記の表をご確認ください！



表1 安全靴・プロスニーカー及び作業靴のつま先部の防護性能の選択についての対照表

| 取扱う重量物      | 取扱う重量物の高さ     | U種安全靴 | H種安全靴 | S種安全靴<br>A種カスネーカー | L種安全靴<br>B種カスネーカー | 作業靴 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------------------|-------------------|-----|
| 重量物の取扱いなし   | —             | ○     | ○     | ○                 | ○                 | ○   |
|             | 35cm未満        | ○     | ○     | ○                 | ○                 | △   |
| 2kg未満       | 35cm以上70cm未満  | ○     | ○     | ○                 | ○                 | ×   |
|             | 70cm以上100cm未満 | ○     | ○     | ○                 | ○                 | ×   |
| 2kg以上5kg未満  | 35cm未満        | ○     | ○     | ○                 | ○                 | ×   |
|             | 35cm以上70cm未満  | ○     | ○     | ○                 | △                 | ×   |
|             | 70cm以上100cm未満 | ○     | ○     | ○                 | △                 | ×   |
| 5kg以上20kg未満 | 35cm未満        | ○     | ○     | ○                 | △                 | ×   |
|             | 35cm以上70cm未満  | ○     | △     | △                 | ×                 | ×   |
|             | 70cm以上100cm未満 | ○     | △     | △                 | ×                 | ×   |

※○は適合を示す。 ※×は不適合を示す。

※△は適合する場合と適合しない場合があるので、実際の選択に当たっては○から選択することを推奨する。重量物を全く取り扱わない場合は作業靴も○となる。

## 転倒災害が懸念される場合について



私の作業場では転倒災害が起きる可能性があるのですが、  
履物で対策がとれるのでしょうか？

作業場に適した靴を着用することで、転倒災害は減らせます。  
滑りによる転倒の場合は表6、つまずきによる転倒の場合は  
表7の推奨靴と留意事項をご確認ください。



● 転倒災害には、「滑りによる転倒」と「つまずきによる転倒」の2種類があります。

表6 滑って転倒することが多い作業場での推奨靴と留意事項

| 質問6-1                                          | 回答                 | 推奨靴                     |                       | 留意事項                                                  |
|------------------------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
|                                                |                    | 安全靴<br>又は作業靴            | プロスニーカー               |                                                       |
| 作業場で滑って転倒、<br>又は転倒しそうになった<br>ことがありますか？<br><br> | 毎日又は1か月に<br>1回以上ある | ○<br>耐滑性が<br>必要         | △<br>耐滑性が<br>必要       | JISの安全靴・作業靴では、床面の滑りの<br>状況によって2区分から選択できるよう<br>なっています。 |
|                                                | ほとんどない<br>又は全くない   | ○<br>一般安全靴又は<br>作業靴で対応可 | ○<br>→プロスニーカー<br>で対応可 | 通常作業ではないが滑りやすい床の上で<br>作業する場合は、耐滑性の良い靴に<br>履き替えが必要。    |

※ 滑り耐性を有する安全靴、作業靴は、JISの記号で確認可能。耐滑性としては、JISより2の方が滑りにくくなっているため、かなり滑りやすい床の場合は2の耐滑性を有する靴が有効。  
※ 耐滑性を有するプロスニーカーについては、耐滑性は1区分のみであり、JISの1と同等のレベルとなる。表示はベアランのマークで確認可能。

表7 つまずいて転倒することが多い作業場での推奨靴と留意事項

| 質問6-2                                            | 回答                 | 推奨靴                     |                       | つま先の上り具合                                | 留意事項                                                           |
|--------------------------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|                                                  |                    | 安全靴<br>又は作業靴            | プロスニーカー               |                                         |                                                                |
| 作業場でつまずいて転倒、<br>又は転倒しそうになった<br>ことがありますか？<br><br> | 毎日又は1か月に<br>1回以上ある | △<br>靴底が止まり<br>すぎるのNG   | △<br>靴底が止まり<br>すぎるのNG | 現行靴のつま先上り<br>より更に上りの<br>大きい製品の<br>選択を推奨 | 靴底が止まりすぎてつまずき<br>転倒する可能性がある場合は、<br>やや滑りやすい靴底に変えて<br>みると有効な場合あり |
|                                                  | ほとんどない<br>又は全くない   | ○<br>一般安全靴又は<br>作業靴で対応可 | ○<br>→プロスニーカー<br>で対応可 | 現行靴のつま先<br>上りのままで<br>問題はない              | 通常作業ではないがつまずき<br>やすい床の上で作業する場合は、<br>つま先の上りの大きい靴に<br>履き替えを推奨。   |

※ 高齢者や足部に怪れが溜まった場合などは、足が上がりすぎたり足裏と床との間につまずきが生じやすくなるため、その場合もつま先の上りが大きい靴の着用を推奨するが、つまずき防止は「靴のつま先の上り具合」だけで決まるのではなく、靴の重量/バランスが前方に偏っている靴などもつまずきの原因となるので注意が必要。

## 靴のサイズの選定方法について



私が安全靴を選ぶ時に困っていることはサイズの選定です。  
メーカーによっても少し違いがあるように思います。  
正しいサイズの選定の方法を教えてください。

安全靴やプロスニーカーはつま先に硬質の先芯が入っているため、  
普通のスニーカーなどはサイズの選定方法が違います。  
下記の図をご覧ください。



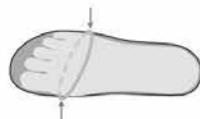
### 安全靴、プロスニーカーのサイズの選定方法

#### 足入れ最初のチェック

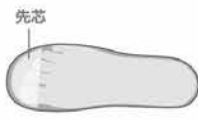
①靴紐を閉めずに足を前一杯に移動させ、  
かかとに人差し指が軽く入るか確認します



③足の一番広い部分が合っているか確認します



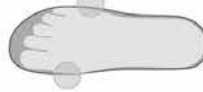
②靴紐を締め、親指のくびれた部分(凹部)に  
先芯の位置があるか確認します



④靴紐、マジックバンドなどの大きさに  
合わせて締め、軽く歩いてみてください。

#### 歩いてみるチェック

①丸印部分に強い当たりがないか  
確認します



②かかとの高さは適当か確認します。  
低すぎると長時間作業でふくらはぎが疲れ、  
高すぎると足が前に動いてしまいます。



※ サイズが合わない靴を履用すると、足に支障が生じる場合があるため注意。  
● 足よりも小さいサイズを選定した場合→靴ずれや甲部のうっ血などが生じるリスクがある  
● 足よりも大きいサイズを選定した場合→歩行中靴の中で足が動きやすくなるため、靴ずれや履れやすくなる



## 配送先における荷の運搬は 作業環境に応じた作業手順で!!

配送先での荷卸し場所は、トラックの駐車位置から近接した箇所やハンドトラック、ドーリー等で運搬しなければならない倉庫内の棚など、様々な作業環境下にあります。そのような作業環境で荷を運搬しているとき、開閉する扉との接触、他の従業員と衝突などで負傷する労働災害が発生しています。

1 事業の種類：道路貨物運送事業業  
(従業員数30人未満)

2 発生月時：3月 午前11時頃

3 発生場所：配送先の敷地内

4 被災者：貨物自動車運転者  
57歳 男性 経験年数10年

5 傷病の程度：足首骨折 休業約3か月

6 災害発生状況

- (1) 被災者は、バン車(最大積載量5 t)を運転して、荷主から指定された配送先へ到着後、配送先の責任者から荷卸し場所の指示を受け、所定の場所にバン車を駐車した。
- (2) 駐車後、後部扉を開けて、荷台上に準備してあったドーリーを取り出してコンクリート床面に置いた。
- (3) 駐車した位置から荷卸し場所の倉庫までの距離は約15m。倉庫内の通路は幅1.3m程と狭く、また途中には扉があって人の出入りも確認されたため、数回に分けて運搬することとした。
- (4) 荷台上に積んであった荷は、段ボール箱や、コンテナ容器に詰めてあったので、ドーリーに段ボール箱2個、コンテナ容器2個を4段(高さ約1.4m)に積んで押しながら、倉庫内の通路を移動していた。
- (5) そして、荷卸し場所まで近づこうとしたとき、扉が通路側に開き始めたので、咄嗟にドーリーの進行方向を変えようと身体を捻り、両足を踏ん張ろうとしたところ、片足に激痛が生じて被災した。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1) 被災者は、災害発生当日に7か所の配送先を予定されていましたが、負傷した場所も含め2か所の配送先は初めての場所でした。また、配送先にかかる情報等は何ら知らされていませんでした。被災者の判断のみで作業を行っていたことが考えられます。
- (2) 荷の運搬に際しては、荷台にドーリーが準備され、ドーリーを使用した運搬作業が想定されていたにもかかわらず、当該運搬機の使用にかかる作業手順などは何ら示されていませんでした。
- (3) 被災者の経歴は、主に大型トラックによる長距離等の運転業務でした。複数箇所の配送先における短時間の荷卸しを行う業務については経験が浅く、予定どおりに作業が進まないことがあったことから、今回も精神的に焦る面もあったものと思われまます。

8 再発防止対策

- (1) 配送先での荷卸し作業において、ドーリーなどの人力運搬機械を使用して、構内(倉庫や店舗等)の荷卸し場所まで荷の運搬作業を行う場合は、短時間であっても、事前に建屋内の通路や設備の配置状況などを確認し、作業環境等に適した運搬機械の選定などの安全対策を荷主と検討すること。
- (2) 配送業務に携わるドライバーに対して、配送先の情報を危険箇所及び対策も含め正確に提供した上で、作業方法等の確認とともに、それに応じた適切な対策等を実行すること。
- (3) 狭隘である程度行動が制限された場所において、単独で荷卸しを行うときは、建屋の柱、壁、扉などの接触等の危険性もあるため、日頃から安全教育を実施し、ドライバー等の安全意識の高揚を図るとともに、一人KY活動などの取組を進めること。

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

##### 最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

| 一括払額        | 一括払割引率 |
|-------------|--------|
| 100～300万円未満 | 2%     |
| 300～500万円未満 | 3%     |
| 500万円以上     | 5%     |

事業用車両5台以上のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引!!**

| 契約車両数         | 多数契約割引率 |
|---------------|---------|
| 10台以上～29台以下   | 2%      |
| 30台以上～69台以下   | 4%      |
| 70台以上～99台以下   | 6%      |
| 100台以上～149台以下 | 8%      |
| 150台以上        | 10%     |

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

#### 自賠償共済 ～長崎県下10社の代理店～

#### 損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

### 九ト交協の充実の制度

#### 事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

#### 安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室  
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。



# ～自動車共済～ INFORMATION

## ■ 車両共済にご加入されると安心です

### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

### ～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

### CASE 1

#### ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

### CASE 2

#### ■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

**九州トラック交通共済協同組合**

# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

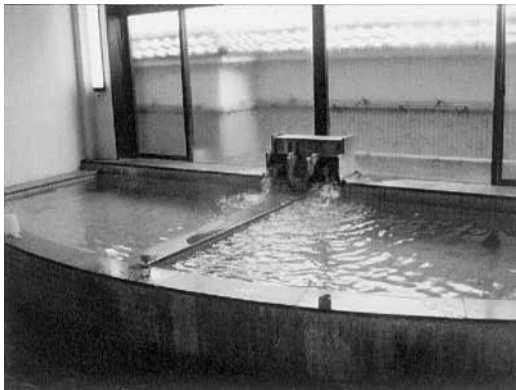


シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)  
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」  
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)  
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間  
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます  
(オーダーストップ 20時)  
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………850円(税込)
- かつ井……………900円(税込)
- 中華飯……………830円(税込)
- トンカツ定食……………1,200円(税込)
- エビフライ定食……………1,300円(税込)
- カツカレー……………1,000円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に  
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☛ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

| 分類        | ○印欄 | No. | 題 名                                       | 時 間 | メディア | 貸出可能数 |
|-----------|-----|-----|-------------------------------------------|-----|------|-------|
| ドライバー教育   |     | 1   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～ | 21分 | DVD  | 3     |
|           |     | 2   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～  | 18分 | DVD  | 3     |
|           |     | 3   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～         | 21分 | DVD  | 3     |
|           |     | 4   | 初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～        | 21分 | DVD  | 3     |
|           |     | 5   | 中型貨物車の安全知識                                | 26分 | DVD  | 1     |
|           |     | 6   | 大型トラックの安全運転                               | 18分 | DVD  | 2     |
|           |     | 7   | 大型貨物車の安全運転                                | 38分 | DVD  | 2     |
|           |     | 8   | エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～                   | 22分 | DVD  | 2     |
|           |     | 9   | ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～             | 22分 | DVD  | 2     |
|           |     | 10  | トラック運転者のための安全運転のポイント                      | 30分 | DVD  | 1     |
|           |     | 11  | 巻き込み事故 トラックの左折と死角                         | 54分 | DVD  | 1     |
|           |     | 12  | ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策                        | 52分 | DVD  | 1     |
|           |     | 13  | ドライブレコーダーからの警告！                           | 25分 | DVD  | 1     |
|           |     | 14  | 安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル                 | 26分 | DVD  | 1     |
|           |     | 15  | 安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)            | 29分 | DVD  | 1     |
|           |     | 16  | 大丈夫ですか？高速道路の落下物                           | 18分 | DVD  | 1     |
|           |     | 17  | 絶対にダメ！飲酒運転                                | 21分 | DVD  | 1     |
|           |     | 18  | 高齢者を交通事故の被害者としないために！                      |     | DVD  | 1     |
|           |     | 19  | その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～           | 20分 | DVD  | 1     |
|           |     | 20  | 目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～          |     | DVD  | 1     |
|           |     | 21  | 運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編             | 22分 | DVD  | 1     |
|           |     | 22  | 運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編             | 20分 | DVD  | 1     |
| 点検整備・運行管理 |     | 23  | 日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)               |     | DVD  | 6     |
|           |     | 24  | 大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて         | 27分 | DVD  | 2     |
|           |     | 25  | トレーラ日常点検                                  | 15分 | DVD  | 1     |
|           |     | 26  | トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して           |     | DVD  | 1     |
|           |     | 27  | 運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～                   |     | DVD  | 1     |
|           |     | 28  | 一人でできる日常点検                                | 17分 | DVD  | 1     |
|           |     | 29  | やっていますか安全点呼                               | 18分 | DVD  | 1     |
|           |     | 30  | 確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について                 | 30分 | DVD  | 2     |
|           |     | 31  | ★ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～              |     | DVD  | 2     |
| 健康管理      |     | 32  | 事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性       |     | DVD  | 1     |
|           |     | 33  | 睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療                       | 24分 | DVD  | 1     |
|           |     | 34  | 熱中症はこわくない！                                | 30分 | DVD  | 1     |
|           |     | 35  | 受けよう、活かそう！ストレスチェック                        | 15分 | DVD  | 1     |
| その他       |     | 36  | 引越の達人になろう                                 |     | DVD  | 6     |
|           |     | 37  | 上手な引越のコツ教えます                              |     | DVD  | 1     |
|           |     | 38  | 交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～         |     | DVD  | 1     |
|           |     | 39  | 交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～         |     | DVD  | 1     |
|           |     | 40  | 全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～       | 20分 | DVD  | 6     |
|           |     | 41  | もしもトラックがとまったら                             |     | DVD  | 1     |
|           |     | 42  | 走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～          |     | DVD  | 1     |
|           |     | 43  | 未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～                 |     | DVD  | 1     |

|      |                       |       |     |
|------|-----------------------|-------|-----|
| 事業者名 |                       | ※貸出確認 | ※受付 |
| 担当者名 | TEL: - -              | 本     | /   |
| 貸出期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間) | ※返却確認 |     |
|      |                       | 本     |     |

(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

**FAX: 095-839-8508**

↓ 注文部数をご記入ください

| No. | 品名                      | 単位          | 会員価格(円)<br>(消費税10%込) | 注文部数 | 備考  |
|-----|-------------------------|-------------|----------------------|------|-----|
| 1   | 運転日報(基本タイプ)             | 1冊(100枚)    | 198                  |      |     |
| 2   | 運転日報(応用タイプ)             | 1冊(100枚)    | 374                  |      |     |
| 3   | 乗務日報(B5)                | 1冊(100枚)    | 352                  |      |     |
| 4   | 日常点検表(トラック・黄緑色)         | 1冊          | 660                  |      |     |
| 5   | 日常点検表(トレーラ・黄色)          | 1冊          | 781                  |      |     |
| 6   | 点呼記録簿(B4・中間点呼あり)        | 1冊(100枚)    | ※363                 |      |     |
| 7   | 点呼記録簿(A4)               | 1冊(100枚)    | ※242                 |      |     |
| 8   | 定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用) | 1冊          | 264                  |      |     |
| 9   | 車両管理台帳(A4・ピンク色)         | 1冊          | 286                  |      |     |
| 10  | 整備管理者選任届(通常3枚1セット)★     | 1枚          | 33                   |      |     |
| 11  | 運行指示書                   | 1冊(50セット)   | 550                  |      |     |
| 12  | 運転者台帳(B5)               | 1冊(50枚)     | 660                  |      |     |
| 13  | 運転者台帳(B5・1枚)            | 1枚          | 14                   |      |     |
| 14  | 車両別輸送実績表(B4)            | 1冊          | 792                  |      |     |
| 15  | 作業指図書                   | 1冊          | 176                  |      |     |
| 16  | 事故報告書(1セット)             | 1セット        | 290                  |      |     |
| 17  | 事業報告書・事業実績報告書★          | 4部(1セット)    | 495                  |      |     |
| 18  | チャート紙                   | KM26-120-2C | M24-120K             | 1個   | 660 |
|     | ご希望品番に注文数をご記入ください       | L7-120      | L7-140               |      |     |
|     | その他 ( )                 |             |                      |      |     |

※令和5年4月1日より変更

受領方法  協会にて受け取り( 月 日 来協予定)  送付希望

|              |                                                                                                           |     |  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| 事業者名         |                                                                                                           |     |  |
| フリガナ<br>担当者名 |                                                                                                           | TEL |  |
|              |                                                                                                           | FAX |  |
| 帳票類送付先       | <input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 |     |  |
| 請求書送付先       | <input type="checkbox"/> 送付先    *上記送付先と異なる場合はご記入ください                                                      |     |  |

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ”より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届    ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

**【お問い合わせ先】**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

TEL:095-838-2281    FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 受付印 | 担当 | 発送日 |
|     | 確認 | /   |

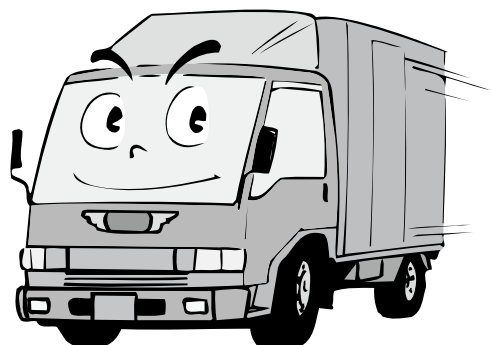
|      |     |
|------|-----|
| 合計金額 | 入金日 |
|      | /   |



保ててる？

心にゆとりと

車間距離



(兵庫) 株新宮運送

上田 三枝子

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



## トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会  
〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
TEL 095-838-2281  
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂  
諫早市長野町1007-2  
TEL 0957-22-6000  
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で  
**ISUZU**

**もっと走れる  
明日のために。**

争戦も、競争も、激戦も、果敢に挑んでいく。  
この精神を踏襲し、新世代が生まれました。  
「未来」という数値定義のビジネスにおいて、  
トラックに求められる様々なニーズを。  
先進の装備やテクノロジーで早期に回答、低減し  
より豊かな安心を生み出します。  
すぐなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。  
もっと走れる未来がある。  
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

**GIGA**

**いすゞ自動車九州株式会社**

■長崎支店 〒851-0103 長崎市中里町1622番地1 Tel. 095-839-7500  
 ■佐世保支店 〒859-3241 佐世保市有徳町188番地1 Tel. 0956-59-3141  
 ■島原営業所 〒859-1412 島原市有明町大三東乙84番地1 Tel. 0957-69-0500

**Quon**  
 人を想い、先を駆ける。  
 Innovation that puts people first.



**UDトックス株式会社**

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342  
 佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147  
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

**MINO**

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

**九州日野自動車株式会社**

長崎支店 / 〒851-0133 長崎市矢上町53-1 TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637  
 佐世保支店 / 〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565  
 島原支店 / 〒859-1415 島原市有明町大三東乙88-1 TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう**

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661 島原支店 / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110  
 佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311 諫早支店 / 諫早市小船越町571 TEL:0957-23-5588